

検討会の今後について

検討会の今後について

- 渡川流域のタイムラインでは、四万十市の中心市街地の殆どが浸水想定区域内となることから、広域的な避難が必要となり、そのための避難場所と広域避難のトリガーを検討してきた。
- 今回、「**特別警報級になる可能性のある台風が発生する**」という事象の元、検討し、ある程度の結論が見えてきた。
- このため、検討会は今年度で一旦終了し、今後タイムラインの運用を開始することにより、新たな課題が見つかった時点、あるいは観測技術や解析技術が向上し、前線性降雨等の事象にも対応できる可能性が見えた時点で、再度検討会等を立ち上げ議論することとしたい。

タイムラインの運用・管理について

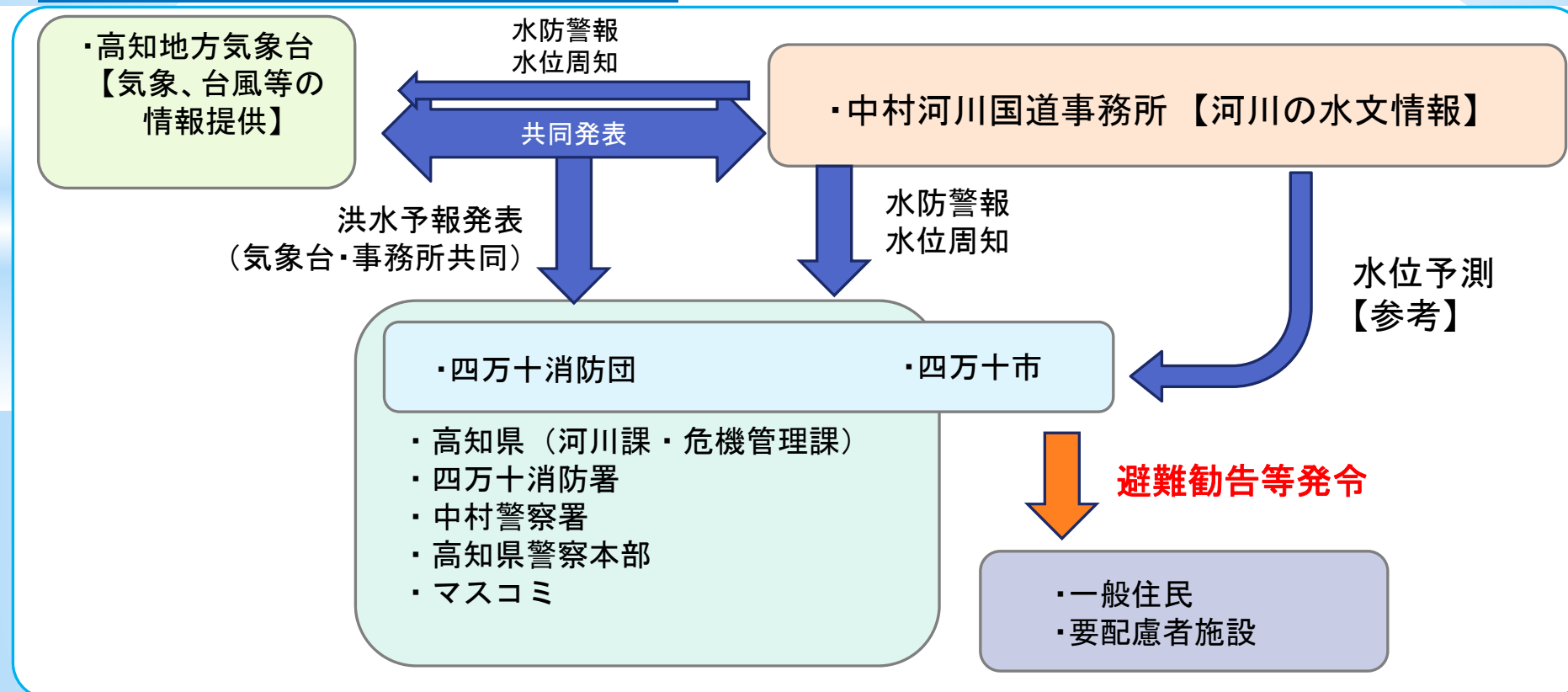
タイムラインの運用・管理について

(1) 通常時のタイムラインの運用・管理

1. タイムラインの適用について

各機関でタイムライン適用について判断しタイムラインに基づいた行動を実施

2. 通常の連絡体制



タイムラインの運用・管理について

(2) 広域避難発令の可能性のある場合の運用

1. タイムラインの適用について

気象台から特別警報級の可能性がある台風の情報が来るまでは各機関で通常のタイムラインに基づいた行動

台風の発生を確認後、気象台で特別警報級の可能性がある台風の接近
適用時刻(-48hr、-24hr等)



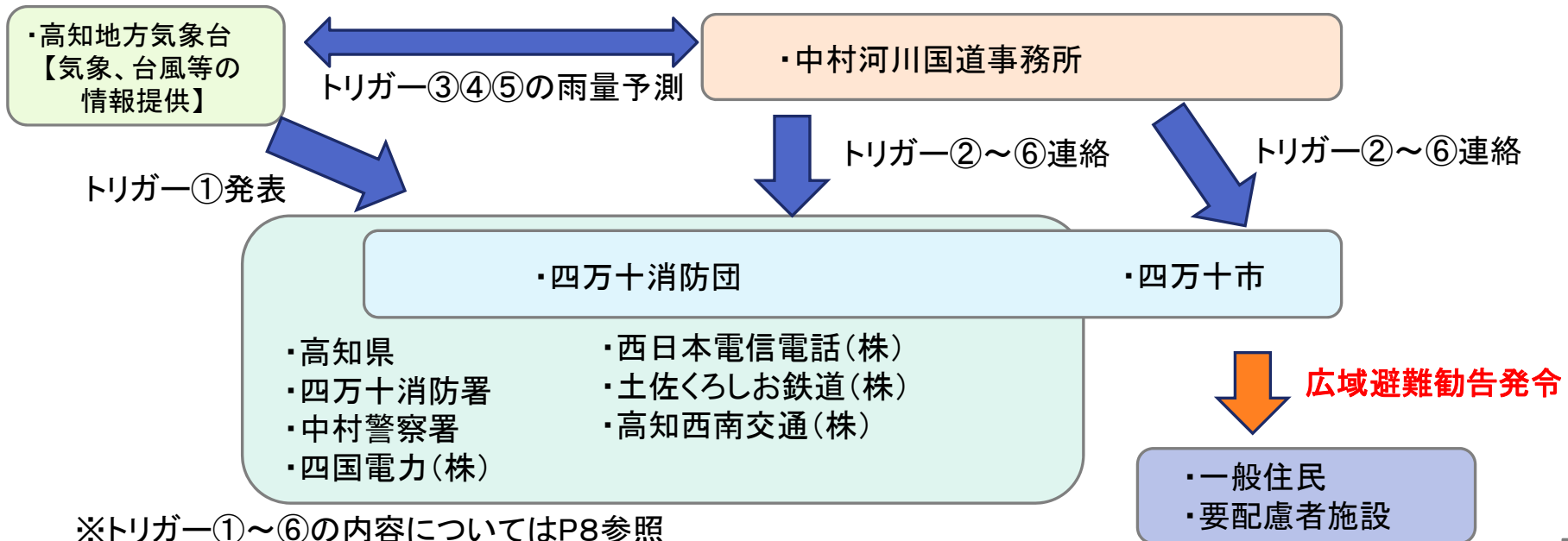
中村河川国道事務所から、関係機関へ注意喚起・連絡。
広域避難を踏まえたタイムラインの運用

広域避難発令のトリガーとなる事象の発生
適用時刻(-3hr)



中村河川国道事務所から、関係機関へ連絡。
広域避難の対応

2. 広域避難発令のトリガーとなる事象の発生した場合の連絡体制(通常の連絡体制に加えて)



※トリガー①～⑥の内容についてはP8参照

■メールまたはFAXの文案イメージ(注意喚起) (気象台→中村河川国道事務所から各関係機関)

(特別警報級の可能性がある台風の接近について気象台からの情報があった場合)

台風〇〇号については、広域避難が必要なタイムラインとなる恐れがありますので、今後の気象情報に充分注意して下さい。

- メールまたはFAXの文案イメージ(広域避難)
 - (中村河川国道事務所→各関係機関(市役所))
 - (市役所→要配慮者施設、一般住民(避難勧告、指示による))

(広域避難のトリガーとなる事象が発生した場合)

台風〇〇号については、広域避難が必要な事象[次ページ②～⑥を記載]となっています。ただちに広域避難の対応をとって下さい。

広域避難勧告発令のトリガー

特別警報級の可能性がある台風が接近した場合において、下記のいずれかに該当した場合

- ① 四万十市に大雨特別警報が発表された場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
- ② 四万十川流域平均で550ミリ以上の降雨があった場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
- ③ 具同（四万十川）水位が無堤部氾濫危険水位を超過し、さらに上流の水位が上昇あるいは今後の予測雨量が110ミリを越える場合（三河川全氾濫域に広域避難勧告）
- ④ 秋田（後川）水位が水防団待機水位を超過し、今後の予測雨量が100ミリを越える場合（後川氾濫域に広域避難勧告）
- ⑤ 磯ノ川（中筋川）水位が7.0メートル（避難判断水位7.4m）を超過し、今後の予測雨量が100ミリを越える場合（中筋川氾濫域に広域避難勧告）
- ⑥ 国土交通省の3時間先の水位予測が、計画高水位を越えると予測した場合（各河川氾濫域に広域避難勧告）